

# 第40回

## 上富良野町農業委員会議事録

平成23年6月

上富良野町農業委員会

# 上富良野町農業委員会 第40回農業委員会総会議事録

1 日 時 平成23年 6月27日

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 委員定数 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	岡和田 淳
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	富田 誠一
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

4 出席した委員 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	岡和田 淳
		5	白井 一宏		
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

5 欠席した委員

4番 数山 善一、 6番 富田 誠一

6 遅刻した委員

8番 村上 隆司

## 第40回 農業委員会総会議事録

会長挨拶 省略

諸般の報告 別紙（局長より報告）

日程第1 会議録署名委員の決定

10番 一色 悟 君

11番 菊地 利夫 君

両君に指定決定する。

### 附議事項

- |      |       |                                       |
|------|-------|---------------------------------------|
| 日程第2 | 報告第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について                |
| 日程第3 | 報告第2号 | 農業委員会事務監査報告について                       |
| 日程第4 | 諮問第1号 | 農用地利用集積計画の作成について                      |
| 日程第5 | 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について               |
| 日程第6 | 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について               |
| 日程第7 | 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について               |
| 日程第8 | 議案第4号 | 土地の現況証明の下付について                        |
| 日程第9 | 議案第5号 | 農地法第3条第2項第5号の農地面積の設定について<br>(下限面積の設定) |

## 第40回上富良野町農業委員会議事録

開会（13時30分）（着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より第40回農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。  
7番 青地委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 今日は、このメンバーで総会を行うのは最後ということなので、一言お礼申し上げます。1期3年間、委員の皆さん方には大変お世話になりました。今日は、最後の総会ということでよろしく願いいたします。また、事務局にも大変お世話になりました。  
振り返って見ますと、三年前に委員として選任されまして、はじめての総会の際にいろいろと手を尽くしていただいて、その時に私が職務代理ということで選任をいただきました。当時、松藤会長が終わったあとに、「いろいろと苦勞した、農業委員会の汚名を返上するために非常にお手数をかけました、本当にご苦勞をかけたことと思う。」と言っておりました。おかげさまで、なんとか農業委員会も名誉回復のために努力した結果が今見えてきたのかな、後ろ指を指されることなくなってきたのかにと思っておりますけども、今後におきましても気を許すことなく、皆様方の力を借りまして、農業委員会のために頑張っけてゆきたいと考えております。今回、退任される方がとても多くて、現役で残る方が少ないわけですけれども、3年間ご苦勞様でした。  
後日、あご別れ会を開催することになりますけどの、万障繰り合わせのうえ出席していただきたいと思っております。  
今日は、総会よろしく願いいたします。

これより、会議を進めます。

ただいまの出席委員は、9名であります。

定数に達しておりますので、これより第40回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局 長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

---

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名は、  
10番 一色 悟 君、 11番 菊地 利夫 君に決定いたします。

---

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。  
事務局より、報告第1号を朗読させます。

事務局 「報告第1号朗読」

議 長 報告第1号について、発言はありませんか。

「ありません」

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農業委員会事務監査の報告について」の件を議題といたします。  
事務局より、報告第2号を朗読させます。

事務局 「報告第2号朗読」

議 長 農業委員会事務監査委員会委員長から、詳細の報告をいただきます。  
北川委員長

北川委員長 6月13日16時から農業委員会事務局におきまして、私と村上委員、白井委員、菊池事務局長、長谷川主任の出席のもと、監査を行いました。それでは、監査の結果を報告いたします。

1 監査の技法 平成22年度の農業委員会事務局所管の事務について、一部選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書、復命書など関係書類の点検、照合を行なうとともに、事務職員から事務の執行状況及び内容等の説明を受け、聴取も行なった。

2 監査の所見 抽出により試査した結果、事務は概ね適正に執行されていると認めた。なお、改善及び注意等を要する事項については、下記のとおり事務局長に講評した。

3 監査の講評 次のとおり講評した。

①農地法に係る許認可、法令業務、他規程に定める事務に関する業務については、適切に処理されていると認められる。

②財務に関する事務は、適正に執行されていると認められる。

③許可・申請書等の書類をはじめ文書の分類整理は整然と処理されているので、今後も継続されたい。

④経理事務処理等は上富良野町財務規則により適切に処理し、信頼を損なわないよう取り扱いに留意されたい。

議 長 報告第2号について、発言はありますか。

「ありません」

議 長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

議長

日程第4 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。

事務局より、諮問第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局

諮問第1号について、ご説明いたします。 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」、〇〇地区農用地利用改善事業実施組合から、下記のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成23年6月27日提出 上富良野町長 向山富夫

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議長

諮問第1号 所5番について、提案に関する補足説明を願います。

9番 瀬川 委員

瀬川委員

6月16日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開かれて、議案のとおり売買1件の利用集積が成立いたしました

出し手の〇〇さんは、北〇〇号道路と富良野川堤防に隣接する農地で、ご主人が2年前に亡くなり、共有していた所有権の2分の1を相続し、売却することで斡旋に出された案件です。〇〇〇番36は、〇〇さんが所有している農地に隣接している土地で今回、合わせて売買することになりました。

受け手の〇〇さんは、隣接する周辺に農地を所有していることから、経営面積の拡大を図るため取得することとなりました。

〇〇さんの自宅は、川を挟んで向かい側にあります。

価格は、10a当たり〇〇万円としました。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長

これをもって質疑を終了いたします。  
これより、諮問第1号 所5番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。



議 長 日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった譲渡人 農事組合法人〇〇〇〇〇〇、譲受人 〇〇〇〇外3件について、審議を求める。平成23年6月27日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読いたします。 「朗読説明」

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。議案第1号 1番 2番について、事務局長。

事務局長 今回の申請は、〇〇〇〇〇〇の運営から〇〇さんが脱会したことから、農地の精算をすることから行われたものです。1番は、〇〇〇〇〇〇が所有する農地で、〇〇さんの自宅近くの西〇〇線道路を挟んだ向かいの農地を〇〇〇〇さんに売買するものです。〇〇〇〇さんは、お父さんと共に農業をしていますが独立を目指していることから、規模拡大のため取得することとなりました。2番は、〇〇〇〇さんの西〇〇線道路と北〇〇号〇〇道路に隣接する農地で、〇〇地区に所在しています。去年、〇〇〇〇〇〇で作付した秋小麦があることから、1作の賃貸借をするものです。来年は、〇〇さんが耕作することになります。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第1号 1番を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 つづいて、議案第1号 2番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。  
議案第1号 3番について、2番 佐藤委員。

佐藤委員 場所は、〇〇〇さんの自宅のある沢を東に入って行った山の中でひらけたところになります。出し手の、  
〇〇〇〇さんは高齢になり、遠隔地にある農地での耕作が困難になったことから、規模縮小することとなり賃貸に出されたものです。  
受け手の〇〇さんは、規模拡大を行うため賃借により耕作を行うものです。農地に隣接して、〇〇さんの山林があり、管理するときにも都合が良いので成立しました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第1号 3番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

- 議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。  
議案第1号 4番について、8番 青地委員。
- 青地委員 出し手は、〇〇〇〇さんで旭川市に住んでいて農地の耕作ができないことから、賃貸に出されたものです  
受け手は、草分地区で酪農をしている〇〇〇〇さんが、隣接地で牧草を作付していることから賃借りをすることとなりました。  
農地は、東〇線道路に隣接し北〇〇号と北〇〇号の間にある水田です。
- 議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。
- 北川委員 農地に入っていく道路はどこになりますか。  
宅地の中を、入っていくのですか。
- 青地委員 宅地を通って行くことになります。
- 事務局長 先日、〇〇さんが農地を斡旋して売買したいという事で農業委員会事務局に見えられました。現状のままでは、売買することは難しいことと、現在は耕作中なので受け手を探すのもこんなだと説明しました。状況を聞いていると、借り手のおとうさん〇〇〇さんと同級生だということでした。〇〇さんが、隣接地で牧草を作っているので、〇〇さんと相談をするということになりました。  
取り付け道路については、宅地は上田さんが持っているので、そこを通ることとなっています。また、圃場整備の対象地になっているので、農地として整備したいという本人の希望もあり、出されてきた案件です。
- 北川委員 隣接地の状態はどうなっていますか。
- 青地委員 隣接地は、田として近所の方が賃貸で耕作しています。
- 瀬川委員 木が生えていますが、切らないと利用できないのではないのでしょうか。
- 事務局長 〇〇さんが、〇〇さんと話し合い支障となる木は除去することに合意ができています。
- 一色委員 牧草をまくということであれば、ある程度きれいにしないとしないと思いますが、どのようになるのですか。  
〇〇さんは、農地の中にある木は全部切り、農業開発公社の草地事業で、整備したいと言っていました。

議 長

これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第1号 4番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長

ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 日程第6 議案第2号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第2号を朗読させます。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった ○○○○他1件 について審議を求めます。  
平成23年6月27日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

1番は、上下水道が埋設されている町道に隣接し、500m以内に小学校、医院、上富良野駅がある第3種農地と判断します。

2番は、農用区域内農地で自らの事業に使用する牛舎等の農業用施設整備に伴う用途変更であり、農地の区分と転用目的に問題はないと考えます。農業振興地域整備計画の用途変更手続きは6月中に完了する予定です。審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議長 議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。  
11番 菊地委員

菊地委員 ○○さんの農地転用の申請地は、基線道路と鉄道に挟まれている北○○号道路の町よりの宅地に隣接している場所で農業用倉庫の建設と作業場所に転用し、農作業等が円滑に行えるよう計画をしています。慎重審議のうえ、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第2号1番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号2番について、提案に関する補足説明を願います。  
1番 北川委員

北川委員 ○○○○○○の申請地は、倍本地区のパイロット道路に隣接した農地で、  
○○地区での牛舎等施設用地の拡大が困難なことから、所有している  
農地に繁殖用牛舎等の施設を建設するものです。完成後は、300頭  
程度の乳牛を飼育する計画をしていると聞いています。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

瀬川委員 隣の土地は、開発した牧草地ですか。

北川委員 牧草地としたところは、さらに東側の高台のところにあります。

菊地委員 一番初めに取得したところですね。

佐藤委員 そうです。  
向かい側は、東中の○○さん、○○さん、○○さんの農地です。

議 長 生産するのは、乳牛を生産するという事で間違いはないですか。

事務局 乳牛を生産すると、申請書に記載されています。

一色委員 乳牛は、すぐにも買ってもらえるのですか。

岡和田委員 今は、新規就農枠もあり、買ってもらえます。

議 長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第2号2番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長

日程第7 議案第3号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第3号を朗読させます。 「事務局」

事務局

議案第3号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった土地所有者 ○○○○、転用計画者 ○○○○他3件について審議を求めます。

平成23年6月27日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

1番、2番は、「地域の農業振興に関する町の計画」に従って行われる農地の転用として「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設」として上富良野町農業振興地域整備計画に位置付けられています。

3番は、農用地区域内農地で自らの酪農事業に使用する堆肥舎等の農業用施設整備に伴う用途変更です。

1番、2番、3番の農業振興地域整備計画の変更は、6月中に完了する予定です。

4番は、上下水道が埋設されている町道に隣接し、300m以内に役場、町立病院、小学校がある第3種農地と判断されます。

いずれの計画も、農地の区分と転用目的に問題はないと考えます。審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議長

議案第3号1番について、提案に関する補足説明を願います。

10番 一色委員

一色委員

1番、○○○○さんは、○○さんの後継者として農業経営を行っていますが、農業用施設が手狭になったことから施設の整備と後継者用住宅を建設することとなり、既存宅地周辺で転用を計画いたしました。

転用農地は、北○○号道路と国道に隣接した、○○○○○○○の南側の農地です。

慎重審議いただき、お認めくださいますようお願いいたします。

議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第3号1番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第3号2番について、提案に関する補足説明を願います。  
8番 村上委員

村上委員 2番、〇〇〇〇さんは、〇〇さんの後継者で農業経営を行っています。後継者用住宅を建設することとなり、既存宅地周辺で転用を計画いたしました。農業用施設が手狭になったことから、農作業スペースの確保を行うものです。道路と申請地の高低差が、大きいことから法面の大きくなっています。  
転用農地は、北〇〇号道路沿いの既存宅地に隣接した土地です。  
慎重審議いただき、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

青地委員 昨年から農地転用の厳格化ということですねが、どのような形で住宅への転用が可能となるのでしょうか。

事務局長 町の農業振興地域整備計画がありまして、その計画の中に農業者用住宅整備の計画が盛り込まれていれば、農地を転用して住宅を建設することができます。北海道が、農業振興地域整備計画法の中に位置付けて転用が可能か、否の判断を国に仰いで、国が認めたものです。農家の方が、自宅用・後継者用に住宅建設に伴う転用は可能となりますが、農家以外の方のために農業振興地域内の農地を転用することは困難です。

議長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第3号2番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」



議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第3号3番について、提案に関する補足説明を願います。  
11番 菊地委員

菊地委員 3番、〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんはご夫婦で、酪農をしています。数年前に、〇〇さんが牛舎建設を計画していたところですが、事情により畑として利用していたところですが、今回条件が整い、牛舎の増設に伴い堆肥舎とパドックの建設を行うこととなりましたが、既存の施設用地では手狭になったことから、転用して施設の建設を行うこととなりました。転用農地は、〇〇〇の東側、〇〇さんの宅地と牛舎に隣接している農地です。  
慎重審議いただき、お認めくださいますようお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第3号3番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 議案第3号4番について、提案に関する補足説明を願います。  
9番 瀬川委員

瀬川委員 4番、申請地は〇〇〇〇前の〇〇〇薬局の東隣にある農地です。売り手の〇〇さんは、農業をしていましたが、以前から周辺の土地は宅地化が進み住宅地となっています。今回、自衛官の〇〇さんが住宅を建設することとなり、売買が成立したことから5条による申請となりました。周辺は、宅地として上下水道も整備されていることから転用に支障はない土地となっています。慎重審議いただき、お認めくださいますようお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

青地委員 ここの農地は、国から農地の転用は厳格に進める用の指導されていますが、これは問題ないのですか。何の制約もないのですか。

事務局長 チェック表を見てもらいたいのですが、農地の区分が示されていて農振農用地区域内農の転用条件、第1種農地、第3種農地、第2種農地と農地区分がされています。〇〇さんの農地は、上下水道が整備されている第3種農地ですので容易に転用が可能な農地です。第1種農地、第2種農地は、農業振興地域からは外れていますが集団性があり農地として利用することとされている農地です。

青地委員 上富良野町内でも、農業振興地域以外であれば各地区の市街化しているところであれば似たような農地になりますか。

事務局長 ほとんどが、農業振興地域になっていますので該当するところは少ないです。国道の市街地側は、農業振興地域外です。国道の外側は、農業振興地域になっているので、ほとんど転用ができません。

議長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第3号4番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8 議案第4号「土地の現況証明下付について」の件を議題といたします。

事務局より、議案第4号を朗読させます。 「事務局」

事務局 議案第4号について、「農地法関係事務に係る処理基準」の規定に基づき土地の現況証明書下付申請のあった ○○○○ほか3件について証明書を下付したく審議を求める。

平成23年6月27日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第4号朗読」

議長 議案第4号について、調査を行った担当委員から一括して提案に関する補足説明を願います。 7番 青地委員

青地委員 1番から3番について、6月13日に佐藤委員、白井委員と現地調査を行い、全ての調査地は適切に耕作されていましたので、農地と認められました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

瀬川委員 牧場となっていますが、そういう地目があるのですか。

事務局 公簿地目牧場のところは、中山間地域直接支払制度の対象地になりますが、補償額が少ないということです。牧場の地目については、農地外なので牧場の地目であれば農地法の適用を受けないので売買等も容易にできることとなります。

瀬川委員 牧草地だったら、農地法の適用にならないのですか。

菊地委員 採草放牧地というところですか。

事務局 牧草も含みますが、作物の肥培管理をしている土地は農地とされています。

議長 これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号1番をと決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 つづいて、議案第4号2番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議 長 つづいて、議案第4号3番を採決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

議長 議案第4号4番について、提案に関する補足説明を願います。  
9番 瀬川委員

瀬川委員 4番について、6月20日に菊地代理、佐藤委員と3人で現地調査を行いました。申請地は、平成8年3月18日に第5条の許可申請があり、4月26日付で北海道知事の許可がされ、適切に処理されていきました。場所は、こちらから江花に向かってかって左側の樹林広場となっているところです。今回の申請は、公簿地目の変更をする登記申請のため、必要となったものです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

北川委員 前回、転用申請がとり下げとなった理由は何でしたか。

事務局長 事務所、博物館、展示場等の転用が申請され、許可となりました。つづいて、今回の申請地を週者条として転用許可申請されましたが、同一行為ということで、取下げしたものです。周辺の土地は、宅地と不整形な土地は原野と試験場としての農地があります。農地は、試験場農地として利用されています。

議長 これをもって質疑を終了いたします。  
これより、議案第4号4番を裁決いたします。  
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 議案第5号「農地法第3条第2項第5号の農地面積の設定について」の件を議題といたします。  
事務局より、議案第5号を朗読させます。 「事務局」

事務局 議案第5号、農地法第3条第2項第5号の農地面積の設定について、2010年世界農業センサスが確定し、上富良野町の農地所有世帯数が318戸、2ha以上の農地を所有する世帯が292戸、全体の92%となっています。  
農地法施行規則第20条で100分の40を超えているため、農地法で定める下限の面積を2haとするものです。  
平成23年6月27日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。  
以下、内容を朗読いたします。 「議案第5号朗読」

議長 これについて皆様のご意見を伺います。

一色委員 この面積は、任意で決めることができますか。

事務局 任意で決めることができますが、地域内で耕作面積が2ha以下の人が多くを占めていれば、1haとかで面積を設定することができます。上富良野町の場合は、9割以上の人々が2ha以上の耕作をしているので2haとなります。

一色委員 1haと決めることはできますか。

事務局 1haと決めることはできません。ただし、ハウス栽培など集約的に行われる花卉の生産などであれば、農業委員会の許可を受けて可能です。施設園芸などであれば可能となります。道南方面は、農地面積が少ないので下限面積を2ヘクタール未満で設定しているところもあるようです。

青地委員 所得が、満たされれば可能ということですか。

一色委員 2haの面積を設定したことで、新規就農の場合は2ha以上が必要ですよということですか。

菊地委員 農業委員会が、1haでも農業が可能と認めれば就農出来るということですか。

青地委員 農業者として、やっていける面積を示すということですね。

佐藤委員 下限面積を下げると、小さい面積の農地を取得して、一般作物を作り農業ですという人が増えてくる。

青地委員 2 h a の農地で、食べていけるの。

佐藤委員 食べる目的ではなくて、別の目的で取得し、農業用施設として転用されることを予防する意味もあると思う。

事務局長 上富良野町では、5 h a から50 h a の耕作面積がほとんどです。2 h a では、一般農作物で経営は厳しいと思われます。

議長 ほかにご意見がなければ、上富良野町の下限面積は2 h a とすることに決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、上富良野町の下限面積は2 h a と決しました。

---

本日の日程は、全て終了いたしました。  
第40回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

以上、報告2件、諮問1件 議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣す。

午後3時00分

上記農業委員会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成23年 6月27日

上富良野町農業委員会 中 瀬 実 ⑩

上富良野町農業委員 菊 地 利 夫 ⑩

上富良野町農業委員 一 色 悟 ⑩